

III 都市貧困層の存在形態

一、都市の光と闇

「こんなに汚くてみじめな場所は見たこともなかつた。通りはやけに狭くて泥でぬかつていたし、あたりには、いやな臭いがしみこんでいた。ちまちました店がたくさんあつたが、たつた一つの商品は山盛りの餓鬼どもだけといわんばかりで、夜のこんな時間だというのに、子供たちは、戸口を出たり入りたり、家の中からかん高い声で叫んだりしていた。あたり一帯のわびしさのなかで、ただ一つ賑やかに見えたのは、飲み屋だけで、その中では、アイルランドの最低の連中が、ありつたけの力でわめき合っていた。」これが、初めてロンドンの裏街に足をふみ入れたオリヴィア・ツイスト的印象であった。ディケンズのこの小説は一八三八年に出版されている。青年エングルスがイギリスの都市貧民窟の実態を報告する七年前だが、その頃、産業革命の終結期のイギリスでは、すでに「都市問題」が始まっていたのである。

都市は、いわば「文化の成長尖端」であり、「富」と「繁栄」の象徴である。けれども、資本主義社会の都市は、その発生の初期から、一種のヤヌス(Janus)的性格を失うことがなかつた。光の面のうらには、醜悪にゆがんだ闇の面があり、「快適」と「逸楽」と隣り合わせに「悲惨」と「窮乏」がある。都市は、社会そのものの矛盾をも、赤裸に拡大してみせるのである。

原始的蓄積期から産業資本の確立期にかけて成立した近代工業都市で、まず、「社会問題」は現われた。おそるべき悲惨と窮乏、過密居住と非衛生、無知と頽廃、そして犯罪——これが未分化なままに、重なり合つて激発した。エングルスのいわゆるこの「社会的殺人」と「風俗の大破壊」は、新しく生まれた労働者を被害者とした。つまり、社会問題は都市問題として、都市問題は貧困問題として現われ、貧困問題は住宅問題・衛生問題・教育問題・犯罪問題などを、すべて伴つていた。その担い手は、「労働者」一般であるとみなされていた。

だが、もちろん、資本主義の発展に伴つて、都市問題の具体的様相は変化してたし、同じく資本主義のもとでも、社会に応じた形態の相違もないわけではない。今日では、社会問題が、広い意味では農村問題もふくんでいるが、現代日本の「都市社会問題」は、

Ⓐ生活問題(貧困)

Ⓑ風俗問題(犯罪・非行・離婚・自殺など)

Ⓒ環境問題(交通事故・災害・公害・悪路・不潔など)

に分けることが便利であろう。教育はAとBに、衛生はAとCに、もつぱらまたがつてゐる。これらの中には、常識的に考えられるほど単純な地域別相関が、必ずしもあるわけではないが、相互に複雑な連関をもつてゐる。⁽³⁾しかし、なんといっても、「基底」をなすのが「貧困」の問題であることは否定できない。

① Dickens, C.; Oliver Twist, (Oxford Univ. Press, 1953.) p. 55.

② リーでは紙数の都合上、その点について立ち入れない。ただ、社会病理現象と都市の関係について

少しふれておく。日本では、自殺率は、神戸・大阪・京都を別とすれば、他の大都市は平均以下であり、離婚率も、神戸・大阪がわずかに平均を上まわるが、他は平均に近い。（厚生省「人口動態統計」）

犯罪は、人口に対する刑法犯発生件数や第一審有罪者数などからみて、大都市では多い。とくに、窃盗や業務上横領、特別法犯中の道交法違反などは、都市的な性格がもつとも強い。また、少年非行も同様である。しかし、たとえば、東京をとつてみると、刑法犯発生率の高い区と非行少年率の高い区とが、あまり一致しない。（警察庁「犯罪統計書」、団藤重光「都市と犯罪」、東京大学公開講座「日本の都市問題」、東大出版会、一九六三）

二、不良住宅地域

一般に、貧困は「住宅の上に集約化されて」表現され^①、住宅不足は「これをうまく解決できない者にだけ集中的に」影響を与えるといわれる。このことが、とりわけ都市において深刻に現われることは、いうまでもない。したがって、「都市の貧困」の外的顕現形態は、いわゆる「不良住宅地域」として現われる。いかえれば、都市の貧困階層の堆積地域は、不良住宅の密集地域としてとらえることができよう。いわゆる「スラム」と「都市部落」は、その発生の歴史的基盤を異にするが、「貧困」と「差別」の集約的な担い手が集団的に居住する不良住宅地域としては、ほとんど異なるところがない。

もつとも、厳密にいえば、不良住宅地域のメルクマールについては完全な意見の一一致がある

わけではない。「住宅」の概念が問題であるし、「不良度」測定の尺度も必要であり、「地域」の限定や「密集度」の判定も決して簡単ではない。たとえば、東京都民生局の東京都環境地区調査（昭和三二二年）の場合は、⑧土地及び建物の悪環境または家屋及び住居の低質⑨居住者の低生活水準⑩地区の有害性または危険性の三つを、「不良環境地区」構成の「類別要因」としている。他方、住宅地区改良法（昭和三五年）によれば、「不良住宅」とは、「主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの」であり（第二条）、「不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地」が「改良地区」とされる（第四条）。この場合、①面積〇・五ヘクタール以上②不良住宅戸数五〇戸以上③不良住宅戸数八割以上④住宅戸数一ヘクタール当たり八〇戸以上であることが条件とされ（同施行令第四条）、また住宅の不良度は、①構造一般的程度②構造の腐朽又は破損の程度③防火又は避難上の構造的程度④電気設備⑤給水設備⑥排水設備⑦台所⑧便所の各項目を点数化し、一〇〇点以上をもつて不良住宅とみなされる（同施行規則第一条別表・第二条）。この基準によって行なわれた建設省の不良住宅地区現況調査（昭和三五年）によれば、人口三万以上の市域のうち一二四八市にこうした不良住宅地区があり、八七五地区一五万戸に達している。

しかし、われわれがここで不良地住宅地域といっている場合、そうした厳密な基準を前提としてはいない。要するに、貧困階層が集中的に居住しており、居住条件が劣悪な地域という意味である。こうした意味での不良住宅地域の分布形態や発生基盤については、もっぱら生態学的な「荒廃地域（deteriorated area）」論や「頽廃地域（blighted area）」論などの文脈で、

これまで論じられてきた。じつさいには、アメリカ都市生態学を単純に適用することはむづかしいし、個々の不良住宅地域の発生過程や立地条件はかなり多様で、法則化は容易ではない。また、さまざまな社会病理的指標——たとえば保護率・失業率・犯罪率・非行率・離婚率・自殺率などと居住条件の不良度との地域別相関も、全国の諸都市について詳細に調査しなければ、正確には論じられない。⁽⁵⁾

けれども、不良住宅地域＝貧困者集中地域は、一般的に、さまざまな意味での「社会的問題多発地域」になりやすい。個々の地域をとつてみれば、必ずしも問題が重複的に多発するとは限らないが、全体としては、そうである蓋然性が高いのである。したがって、それは、都市における社会的矛盾の集約的表現地域であり、地域福祉対策の重点的対象たるべきものなのである。こうした地域では、大部分の家屋が老朽・荒廃しているか、またはもともと粗悪に造られており、腐朽・破損・倒壊の危険にさらされているものも少なくない。また、ほんらい住宅用建物（非住宅）やごう舎・仮小屋（バラック）類に居住しているケースさえある。もちろん、狭小な空間での過密居住が行なわれ、設備は劣悪・貧弱で、専用の台所・給水設備・便所をもたず、排水設備が充分でない世帯も多い。立地条件としては、低湿地・河川敷・工場周辺・線路わき・高架下などが多く、オープン・スペースがきわめて少ない。したがって、火災・浸水・騒音・臭が・煤煙その他の災害や公害の被害をもつとも受けやすい。こうした条件のもとでは、非衛生・不健康であり、伝染病発生の危険性もあり、慢性的な物質的窮乏とあいまって、ますます労働力の再生産を困難にする。子供たちは、教育費にめぐまれないうえに、勉強部屋はもちろん、遊び場さえ充分に与えられない。よくいわれるようく、こうした地域で

は、家族欠損・不就学・長期欠席などの率が比較的高いと考えられる。さらに、地域によっては、習慣的に犯罪・非行を行なう反社会的分子が混在し、潜在的な逸脱傾向をもつてもふくまれている場合がある。

ただし、不良住宅地域の構成は、その家屋形態から見ると、必ずしも同一ではない。ほんらい、家屋形態は一定の生活様式を前提とするから、社会により時代によつて若干の相違を示すが、そのことは「都市の底辺」においても同様である。たとえば、一八四〇年代のイギリス大都市の貧民窟では、cottage や lodging-house が多くみられたが、ロウントリーの一八九〇年代のヨーク市調査では、それらのほかに blockdwelling についてふれられている。アメリカのニューヨークの初期スラムは、一八三〇年代頃から tenement-house を主体として形成されたが、アンダーソンが描いたのは、一九二〇年代におけるシカゴの flop-house の実態であった。わが国の場合は、横山源之助が記述した明治三〇年代の貧民窟を代表する形態は、「木賃宿」と、「九尺二間の陋屋」ないし四畳を単位とする「長屋」であった。

もちろん、じつさいには、異なる時代に形成された家屋形態が同時に共在するわけだから、どの不良住宅地域をとっても、大なり小なり、異質的な家屋形態の混合現象がみられる。「巨大複合スラム」と呼ばれることがある大阪の釜ヶ崎地区は、そのもつとも複雑な混合の典型を示している。けれども、その場合でさえ、不良住宅地域としての形成過程をさかのぼれば、その中核的因素となつた部分があつたはずである。釜ヶ崎地区についていえば、それは「簡易宿所（ドヤ）」という家屋形態であった。こうした意味での、いわば「スラム核」ないしもつと広く「不良住宅核」ともいうべき基本的な形態があつて、その周辺に、他の副次的な形態が付

着しながら、複合化をとげていくのである。現代の日本の都市においては、こうした不良住宅地域の基本的（核的）家屋形態のもっとも主要な類型として、

Ⓐ老朽長屋

Ⓑ戦前型改良住宅（公営）

Ⓒ仮小屋

Ⓓ応急仮設住宅（公営）

Ⓔ簡易宿所

などが区別されよう。このほか、今後それになりうる可能性の強いものとして、

Ⓕ低家賃住宅（公営）

Ⓖ戦後型改良住宅（公営）

Ⓗ木造私営アパート

などもあげられるが、これらは今のところは、まだ「スラム化」とまではいっていない。これらのそれぞれについて詳細に述べることは割愛するが、重要なのは、それらがいずれも一定の歴史的な背景をもって成立したものであり、その居住者と建設者ないし所有者との間の一定の社会的関係を反映しているということと、居住者の階層構成における一定の特徴と対応しているということである。つまり、不良住宅地域は、その核的な家屋形態によって類型化されるが、それぞれの家屋形態は、日本資本主義の一定の発展段階によつて規定され、また居住者が組み込まれている一定の階級関係を反映しているといえるのである。

三、都市貧困階層

現代日本の社会は、なによりままで（國家）独占資本主義社会として性格づけられるが、その都市底辺に堆積する貧困階層は、さらに具体的には、いくつかの主要なカテゴリーをふくんでいる。最底辺には「厳密な意味でのルンペン・プロレタリア」（マルクス）を代表する浮浪者が存在するが、これはもっぱら大都市に少数いるにすぎない。現代日本の極貧層といえば、むしろ、いわゆる「被保護者層」を指し、これがマルクスのいう「被救恤的窮乏層」の現代日本的形式にあたるといってよい。周知のように、生活保護法（昭和二五年）の目的は、「生活に困窮するすべての国民」に対して、「日本国憲法第二五条に規定する理念」にもとづく「必要な保護」を行ない、「自立を助長」することを目的としている。だが、じつさいには、保護基準がこの理念から程遠いことは朝日訴訟によつて示されたとおりであるし、また好況時でも保護率が急激に低まるということはない。むしろ、昭和三五年以来、保護率は漸増しつつあり、ふたたび一八（人口一〇〇〇当り）をこえて、約六五万世帯、一七四万人以上におよんでいる。

- ③ 東大社会科学研究所編「日本の住宅問題」（東大出版会、一九五三）一〇九頁。
- ④ 東京大学公開講座「日本の都市問題」（東大出版会、一九六三）一〇七頁。
- ⑤ 註(2)参照、校区別のマッピングとして注目すべき例は、大阪市社協・大阪市民生局「大阪市における社会福祉問題の分布と対策」（一九六一）である。

保護率は、地域的に見れば、経済的に劣位な県が高く、たとえば県民一人当たり分配所得や第一次産業化率とほぼ逆相関の関係にあり、炭鉱離職者の激増によって驚異的な高率を示す北九州市を例外とすれば、大都市——とくに名古屋・横浜・大阪は低く、神戸・京都も全国平均以下である。したがって、被保護者層がとくに都市的な現象とはいえないはず、むしろ農漁村の最底辺にいっそう多く沈没しており、都市の貧困よりも「農村の貧困」がいっそう深刻であることを物語っている。もしそうでなければ「向都離村」現象が生じないはずなのである。

けれども、被保護者層の都市的な存在形態には、特色がないわけではない。同一都市の内部では、比較的限定された地域に局部的に集中化して現われるということもあるが、別の特色もある。厚生省の生活保護開始原因調査（昭和三六年）によると、「傷病」が圧倒的に多く六七%に及ぶが、級地が高いほど「生計中心者」の傷病が多く「生計中心者以外」の傷病が少ないということはべつとして、一級地では、他の理由のうち「失業又は定年」が一五・四%あり、平均の二倍以上もあるという特色がみられる。つまり、都市では、労働能力を持つ被保護者が比較的多いといえよう。また傷病が原因で転落した者も、なんらかの労働に就いて零細な収入を得ることができる場合もある。そのチャンスは、都市のほうが比較的大きい。したがって、都市の被保護世帯の世帯主の有業率は比較的高いはずといえよう。

被保護世帯のうち、世帯主が労働しているのは、減少傾向にあるが約三六%あり、その稼働類型を見ると、そのうち約三六%が「日雇」で毎年ほぼ一定しており、「常用」は漸増して「内職」は漸減しつつあるが、それぞれ約一六%、一三%弱となっている。ただし、もちろん常用といつても、大部分は「中小企業従事者」というよりは、零細企業従事者⁽¹⁾であり、「自営業者

使用者」とみなされてもよい店員・職人層がふくまれている。いずれにせよ、都市最底辺に沈没する浮浪者や被保護・無職の老令者や傷病者をべつとすれば、これらの諸階層こそ、現代日本の都市底辺に堆積する「働く貧民（abouring poor）」にはかならない。実質的には潜在失業者ないし半失業者であるこうした「不安定就業者」群は、極貧層＝被保護者層と「ボーダーライン層」にまたがって存在しており、現代日本の都市における低所得階層の主要要素であり、都市の貧困の主たる担い手にはかならない。そして、これらの諸階層が、現代日本の独占資本主義を支える「下請ピラミッド」の最底辺に組み入れられ、また、相対的過剰人口＝産業予備軍の主力として、「日本の低賃金」の樋杆たらしめられているのである。

周知のように、こうした都市の相対的過剰人口は、永きにわたって、「豊富で安価な労働力」の給源たる農村の潜在的過剰人口を背景とし、

Ⓐ中層貧農層→①大工場不熟練労働者

Ⓑ下層貧農層→①臨時工・日雇
　　↙②サービス業・小商業の業主・使用者

というルートを通じて、補充されてきた。⁽²⁾資本主義の発展に伴う労働者階級の増大と独占段階での失業者の増加によって、それは、徐々に都市内部で再生産されることが多くなったのである。今日では、もっぱら、

Ⓐ大企業常用労働者→解雇・企業閉鎖・傷病・定年
Ⓑ中小零細企業主→事業不振・倒産

などを経て、補充されるようになった。このルートは、過当競争・合理化・自由化・不況の激化によって拡張されつつあるといえよう。しかもそのうえ、新たな「農村の解体」が進行し、かつてのそれとは異なる形での「向都離村」現象が生じて、「帰らざる出稼ぎ」あるいは「恒常的な出稼ぎ」が生じている。⁽⁵⁾そこで、

◎農村中高年令者（世帯主・主婦をふくむ）→都市の臨時・日雇・パートタイマー

①農新規卒業者→中小零細企業常用労働者
というルートが拡張されて、都市における低賃金の基盤を、温存せしめることになる。こうした現象は、都市問題がつねに「農村問題」に規定されるということを、あらためて示唆するのである。

こうして、この貧困階層は現代日本の底辺に「沈没」しており、その子弟の一部が大企業常用労働者や下級職員層への「上昇移動（upward mobility）」をとげるとしても、「貧困」と「差別」の壁は堅い。市では「垂直移動」が激しいといわれるが、じつさいにいちじるしいのは、農村にはみられない頻度と速度での「下降移動（downward mobility）」と、いたん転落したあとでの下層労働市場における「水平移動」にすぎない。要するに、都市貧困階層は、現代日本資本主義機構の中で、新たな流入・転落者によって補充されつつ、底辺間または底辺内での若干の運動をはらみながら、全体として世代的再生産を行ない、いぜんとして貧困の担い手となり、差別の対象とさえならざるをえないのである。

都市底辺に沈没するこれら各階層の△生活構造△についての研究は充分ではないが、それを代表するものとしての「日雇」労働者については、若干の資料があるし、また官庁統計でも、

しばしば独立したカテゴリーとされている。広義の日雇は、いわゆる「期間工」や臨時工をもふくみ、また「社外工」的形態で雇用されるものも多く、厳密にいえばいくつかのサブ・タイプが区別されねばならないが、ここではそこまで立ち入れない。これまでの調査の結果からみると、大都市の代表的な不良住宅地域では、広義の日雇的職業従事者の比率がいちじるしく高く、純然たるバタヤ部落を別とすれば、最低でも一割から最高は七割にまでおよび、三〇・五〇%の間のところが多い。総理府の住宅統計調査（昭和三三年）によつても、臨時・日雇世帯の「住宅難率」は三二・四%を示してきわどっており、業主世帯の約四・五倍、勤労者世帯平均の二倍に近い。持家は六一・三%で勤労者平均より高いが、もちろん低格・粗悪であり、老朽・過密狭小なものが多いと考えられるし、民営借家は三一・二%で他のどの階層よりも多いが、そのうち家賃一、〇〇〇円以下というクラスが六七・五%を占めている。このように、都市の貧困が端的に反映される住宅難は、とりわけ貧困階層を代表する日雇においてもつとも深刻である。もちろん、それは、低所得という事情によるのであり、たとえば、総理府家計調査（昭和三八年平均）によれば、臨時日雇世帯の消費支出額は、月平均二一、三七八円にすぎず、同じ年の東京都の被保護世帯のそれと一五八円しかちがわず、常用労働者世帯の三分の二以下、法人経営者の三分の一以下である。住居費の比率は一〇・八%で、常用労働者の一一・四%よりやや低いが、エンゲル係数は（東京都の被保護世帯よりは五・四低いが）四七・九にも達しており、常用労働者より七・五、法人経営者より一五・二も高い。食料費の中では穀類のそれがきわめて高いし、住居費の中では家賃地代の比率も高く、交通通信費の割合も他に比べて大きい。だが、逆に、食料費の肉卵乳類、住居費中の家具什器類、教養文化費などは、相

対的に低い。

日雇階層の生活に端的にあらわれるこのようない形の貧困は、いわば伝統的な「古い貧乏」に属している。レジャー費の増大や耐久消費財の普及が云々されているにもかかわらず、そうしたこととはほとんど無縁な貧困階層が、今なお無視できない厚みをもって堆積している事実は、片時も忘れられはならないのである。総理府の労働力調査（昭和三八年平均）によれば、臨時日雇は二五五万人で全雇用者の約一割を占め、そのうち農林水産漁業に属する者を除けば、九割近くが都市的な日雇と推測される。日雇労働力にもっと多く依存しているのは建設業（約四割）であり、その延人員指數の伸びのもっとも大きな就労先も（約六割）、またそこである。ところが、昭和三五年以降、日雇の実質賃金指數はむしろ減少してきた。つまり、都市の「富」と「繁榮」を象徴する華やかなビル・ラッシュの裏面で、都市の「貧困」と「差別」は拡大再出産されていることが、この一事だけからでもうかがえるのである。他方、わが国の労働者階級の中で伝統的大多数を占めてきた中小零細企業労働者は、量的にはむしろ日雇を上まわり、都市貧困階層の主要要素をなす。総理府の事業所統計調査（昭和三五年）によれば、五〇〇人以上の規模の事業所の従業者は約一割にすぎず、三〇人以下の事業所のそれだけで五割に近く、一〇〇人以下の事業所だけで、約一、六五〇万人にも及ぶ。また内職者は、国勢調査（昭和三五年）によれば、約三五万である。

日雇・中小零細企業常用・内職などを主要要素とし、被保護者層とボーダーライン層にまたがる低所得階層＝貧困階層の都市における存在規模は、正確には測定できないが、国勢調査（昭和三〇年）をもととした江口英一氏の試算によれば、都市就業者のうち四割以上が、都市の「最下層にある社会階層」とみなされるという。^⑤名目的自営業者（九・八%）と^⑥自営業者（七・七%）を除けば、ほとんどは^⑦労働者階級下層に属しており、そこでの貧困の形態、日雇に代表されるものと、基本的には異なりはしない。

- ⑥ 厚生の指標、特集「福祉と国民生活の動向」（厚生統計協会、一九六三年）八七頁
- ⑦ 大河内一男編「失業」（経済学新大系IV、河出、一九五二）二〇一頁
- ⑧ 美土路達雄「出稼ぎ」（日本経済新聞社、一九六五）
- ⑨ 島崎稔・北川隆吉編「現代日本の都市社会」（三一、一九六二）一五七頁

四、都市の生活難と格差

ところで、こうしたいわゆる「貧困階層」を担い手とする「古い貧乏」をとりあげるだけでは、実は、現代の日本における都市の貧困を論じつくしたということにはならない。都市住民の中で無視できない比重を占める「中間層」に代表されるような形での「生活難」もあるからである。大企業の常用生産労働者についてもある程度いえるが、そこでは、もともと収入の絶対額が少ないうえに、生産過剩と消費者獲得競争に刺戟された消費への要求水準と所得・物価のギャップがいつそうはげしく現われ、食料費中の嗜好品、住居費中の耐久消費財、教養娯楽費などのウエイトがふえるといった形での生活難が問題となる。また、被服費や教育費も、そ

の社会階層的な位置の特性にもとづいてふえるし、「生活不安」ゆえの貯金・保険掛金、「余裕不足」ゆえの月賦・掛け金が、家計への重圧を加える。さらに、税金のウエイトも無視できぬ。こうした形での生活難が、いわゆる「新しい貧乏」の本質と考えられるのである。

とすれば、「貧困」は、もう少し広義に解されてよい。その意味で、現代日本の都市には、いわば「貧しさの二重構造」がある。しかし、このことはまた、都市住民の圧倒的大多数が、程度や形態を異にしながらも、ともに広義の貧困に悩んでいることをも意味する。しかも、もともと、この二種の「貧乏」の間には一定の連関があるうえに、最近では、都市の住民大衆を悩ませる共通の要因があつて、市民生活をおびやかしつつある。それは、住民税や税外負担や公料金・物価が高まりながら、「産業基盤」への投資が偏重されて「生活環境」の整備が怠られたままで、かえって公害・交通事故を中心とする「現代的な都市問題」（「社会的費用」の増大）が深刻化したということである。いわゆる日本の都市問題の「二重性」の背景がここにある。^⑩

つまり、道路・港湾が整備され、工場が誘致されビルが建設されたが、結果としては、市民に必要なサービスの最低基準（citizen minimum）は、むしろ低下させたのである。しかし、「独占資本」は、権力・行政と深く結びついて、そこから利潤を引き出し、ますます「強蓄積」をとげてゆく。同時に、そこに寄生する特權的な少数の人々——大企業経営・所有者たちと、それに伴食する高級官僚その他も、ますます「快適」を享受し、「逸楽」を追求することができる。「高度成長」の過程は、現代日本の国家独占資本主義のもとでの「格差倍増」の過程にはかならなかつた。じつさい、たとえばさきの住宅統計調査（昭和三〇年）では、日雇の

住宅難率は、「会社・団体役員」のそれの約一六倍にも及んでいるのだが、昭和三五～三八年の間に、日雇の名目賃金が一二・七%ふえたにすぎない他方では、国税庁の高額所得申告者名簿によれば、最高所得額は、三億八〇〇万円（ブリジストン社長）から四億八四〇〇万円（松下電器会長）へと、実に五七・一%も上昇した。昭和三九年度の高額所得者上位一〇人の所得合計は、二九億一八〇〇万円にものぼり、これは、被保護者一人当たりの平均保護費の五万倍以上にあたる。^⑪こうした現代の「独占ブルジョアジー」も、都市には住んでいるのである。だが、その住居は、都心や工場街から遠く離れ、「老朽」とも「過密」とも無縁な別天地にあり、浸水・煤煙・騒音などから完全に保護されている。

かくして、一二二年前のロンドン・タイムズの記事は、現代日本の都市についてもあてはまる。「富は、そのきらびやかなサロンからみおろして笑つており、未知の欠乏の痛手のかたわらで残酷なほど思いやりもなく、笑つてゐる！」^⑫喜びは、故意にではないが残忍に、ずっと下のほうでうめいていたる苦しみをあざ笑つてゐる！」都市の矛盾は、社会そのものの矛盾を象徴する。そして、そこに存在する貧困と格差は、犯罪と闘争の培養基ともなるのである。

⑩ 宮本健一「都市問題の日本の特徴」（エコノミスト、一九六四年四月六日号）参照。

P = $\frac{9,179,900 \text{ (万円)}}{174 \text{ (万人)}}$ (昭和三九年度生活保護費予算)

⑪ ここでは、便宜上、次の数字から計算した。

⑫ ハンガーレス、「イギリスにおける労働者階級の状態」、（武田訳、新潮社、昭和三五年）五六頁。

参考文献

エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」一九四五

横山源之助「日本の下層社会」一八九九

ロウントリー「最低生活研究」一九〇一

西山卯三「日本の住宅問題」一九五二

東京社会科学研究所編「日本の住宅問題」一九五三

森喜一「都市の貧困」一九五八

柴田徳衛「東京」一九五九

島崎稔・北川隆吉編「現代日本の都市社会」一九六二

東京大学公開講座「日本の都市問題」一九六三

伊東光晴他「住みよい日本」一九六四

岩井弘融他編「都市問題講座」一九六四

小森武「都市づくり」一九六五

△藤岡謙二郎編「現代都市の諸問題」(昭和41年、地人書房)所収の
第三章「社会問題」を改題して転載)▽

IV 極貧層の堆積とその背景

「むすび」にかえて

河上肇の「貧乏物語」(大正五年)は、次の一句で始まっている。

「驚くべきは現時の文明国に於ける多数人の貧乏である。」

この言葉は、当時、「大戦景気」に浮かれていた世間の人たちに、冷水を浴びせた。だが、今日でもやはり、それは、真実をついている。

堆積する被保護世帯 現代日本の極貧層は、まず、生活保護を受けている人たちとして、とらえることができる。こうした被保護実人員は、ざつと一七〇万人近く、六五万世帯に及んでいるが、好況時にもいっこうに減りはせず、保護率(人口千人当り)は、「天下泰平」時代といわれた昭和三五八年の間に、むしろ漸増さえした。ところが、高度成長の「ひずみ」としての不況が深刻化した昭和三九年には、被保護実人員が約七万人減少した。これは、政府筋の見解によれば、保護制度の充実によって「自立助長」の効果が高められたからだとされよう